

付録 日本外交文書 大正十二年第三冊 日付索引

大正十二年（一九二三年）第三冊 日付索引

一 月

事項番号	文書番号	電信 書信 番号	頁
二	四九	一	八七
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	パリ賠償會議ニ提出セントスル仏国 案ノ大要報告ノ件
二	五〇	二	八八
		在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	独国政府ノパリ賠償會議ニ提出セン トスル提案ノ大要報告ノ件
二	五一	二	八九
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	パリ賠償會議第一回會議開催ノ件
二	五二	三	八九
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	パリ賠償會議仏国側提案中ノ制裁条 項報告ノ件
二	五三	四	九〇
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	仏国政府閣議ニ於テ賠償ニ関スル英 国提案ヲ審議ノ件
二	五四	五	九〇
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	賠償ニ関スル伊国政府ノ提案ニツキ 報告ノ件
二	五五	六	九一
		在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	賠償ニ関スル英国提案ノ要領報告ノ 件
一	一一	八三	一一
		在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	調整委員會ニ於テ議了セラレタル事 項ニツキ報告ノ件

一	二	一月四日	八四	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	ローザンヌ平和条約全体ノ構成ニ関 シ報告ノ件	二
---	---	------	----	-------------------------------------	---------------------------	---

付記一	大正十一年十二月四日在ローザンヌ近東平和會議代表發	三
-----	---------------------------	---

内田外務大臣宛電報第三四号

ローザンヌ平和會議ニ露国招請ノ経緯報告ノ件

二	大正十一年十二月四日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第三五号

招請三国委員ニヨル露国委員ノ會議一律参加要求ニ対シ

反対ノ件	四
------	---

三	大正十一年十二月四日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第三六号

招請三国ノ通牒ニ対スル露国委員ノ抗議回答大要報告ノ

件	四
---	---

二	五六	一月四日	八	在仏国奧山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	パリ賠償會議第二回會議ノ経緯報告 ノ件	九二
---	----	------	---	------------------------------	------------------------	----

別電一	一月四日在仏国奧山臨時代理大使發内田外務大臣宛電報	
-----	---------------------------	--

第九号

パリ賠償會議ニ於ケル仏国首相ノ英國提案反駁ノ要領報	九四
---------------------------	----

告ノ件

二	一月四日在仏国奧山臨時代理大使發内田外務大臣宛電報	
---	---------------------------	--

第一〇号

パリ賠償會議ニ於ケル白国首相演說要旨報告ノ件

三	一月五日在仏国奧山臨時代理大使發内田外務大臣宛電報	
---	---------------------------	--

第二二号

九六

パリ賠償會議ニ於ケル英國首相陳述ノ要旨報告ノ件

一	三一	一月五日	八五	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛（電報）	連合國側ノ海峽保障問題案ニ関 シ稟請ノ件	五
---	----	------	----	-------------------------------------	-------------------------	---

付記一	大正十一年十二月五日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
-----	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第三八号

第一委員會第一回會合ニ於ケル海峽問題討議ノ模様報告	七
---------------------------	---

ノ件

二	大正十一年十二月七日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第四一号

第一委員會第十回會合ニ於ケル海峽問題討議ノ模様報告	九
---------------------------	---

ノ件

三	大正十一年十二月九日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第四二号

第一委員會第十一回會合ニ於ケル海峽問題討議ノ模様報	一〇
---------------------------	----

告ノ件

四	大正十一年十二月九日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第四三号

海峽ニ関スル連合國側案海峽ノ自由ノ項仮訳文	一二
-----------------------	----

大正十一年十二月九日在ローザンヌ近東平和會議代表發

五	内田外務大臣宛電報第四四号	一四
---	---------------	----

海峽ニ関スル連合國側案海峽ノ武装解除地帯ノ項仮訳文

六	大正十一年十二月九日在ローザンヌ近東平和會議代表發	
---	---------------------------	--

内田外務大臣宛電報第四五号

第一委員會第十二回會合ニ於ケル海峽問題討議ノ模様報	一五
---------------------------	----

告ノ件

七 大正十一年十二月二十日在ローザンヌ近東平和會議代表

發内田外務大臣宛電報第六三三號

一七

米國委員ヨリ海峽ノ自由ニ関スル同國ノ見解ヲ議事録ニ
留ムルヨウ要求ノ件

八 大正十一年十二月二十日在ローザンヌ近東平和會議代表

發内田外務大臣宛電報第六四四號

一七

海峽ノ自由ニ関スル米國政府ノ見解

九 大正十一年十二月二十一日在ローザンヌ近東平和會議代

表發内田外務大臣宛電報第六八八號

一八

海峽問題ニ関スル連合國側案ノ討議ノ経緯報告ノ件

一〇 大正十一年十二月二十三日在ローザンヌ近東平和會議代

表發内田外務大臣宛電報第六九九號

一九

海峽保障案及ビ海峽委員會案要領

一 四 一月五日 八六 在ローザンヌ近東平和會議代
表ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 海峽保障案項連合國側第二案ノ四項
ニツキ要旨報告ノ件 二〇

二 五七 一月五日 (着) 一一 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) パリ賠償會議決裂ノ旨報告ノ件 九六

二 五八 一月五日 一四 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) パリ賠償會議決裂ノ経緯報告ノ件 九七

二 五九 一月五日 一六 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 賠償問題ニ関スル英國案ニ反對ノ伊
國代表演說要旨報告ノ件 九八

二 六〇 一月五日 一 在伊國薩井臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) パリ賠償會議ニ於ケル英國案拒否ノ
理由ニツキ伊國首相閣議ニ説明ノ件 九九

二 六一 一月五日 三 在独國日置大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) パリ賠償會議ノ決裂ニ関スル独國政
府公表ノ大要報告ノ件 九九

三 一〇〇 一月五日 一五 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 独國外相ノアソシエーテッドベルリ
ン通信ニナシタル声明ニツキ仏國ノ
意見米國ニ伝達方ニ関スル件 一五四

八 三五七 一月六日 (着) 三 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 石井・ランシング協定廃棄ニ関スル
米側回答覺書ニ對スル措置振ニツキ
請訓ノ件 四一八

別 電一 在米國佐分利臨時代理大使發内田外務大臣宛一月六日着

電報第四號

四一八

米國國務長官ヨリノ回答覺書

二 同一月 (日付不明) 第五號、右ニ関スル公表文書案 四一九

三 一〇一 一月七日 七 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 独國ノ平和協約提議ニ関スル米國
務省ノ発表報告ノ件 一五四

三 一〇二 一月九日 二四 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 仏國ヘノ石炭引渡不履行確認ヲ賠償
委員會決議ノ件 一五五

一 五 一月十日 二三 内田外務大臣ヨリ
在ローザンヌ近東平和會議代
表宛 (電報) 海峽保障問題ニ関スル連合國側第三
案支持方訓令ノ件 二二

三 一〇三 一月十日 三一 在仏國奧山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 独國ノ木材及ビ石炭引渡不履行ニ對
スル仏國ノ措置ニ関スル對独書翰寫
スル仏國政府ヨリ送付越ノ件 一五五

三 一〇四 一月十日 四 在ベルギー國安達大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 獨國政府ヨリ送付越ノ件 一五六

三 一〇五 一月十日 六 在独國日置大使ヨリ
内田外務大臣宛 (電報) 獨國大統領新タニ占領セラルベキ地
方ノ住民ニ對シ聲明ノ件 一五六

三	一〇六	一月十日	七	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール占領ニ対スル独国ノ態度ニ関 シ報告ノ件	一五七
一	六	一月十一日	九一	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	対土条約連合国側最終案提出ニ関ス ルカーゾン卿ノ意向報告ノ件	一一一
三	一〇七	一月十一日	三七	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏国軍隊ルール進入ニ関スル仏国政 府公表文要旨報告ノ件	一五七
二	六二	一月十二日	七	内田外務大臣ヨリ 在英國徳川臨時代理大使宛 (電報)	パリ賠償會議不調後ノ時局ノ展開ニ ツキ情報蒐集ノ上報告方訓令ノ件	一〇〇
三	一〇八	一月十二日	三八	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ポアンカレノパリ賠償會議及ビル ル占領ニ関スル議會声明ノ要旨報告 ノ件	一五八
三	一〇九	一月十二日	一二	在本邦独国大使ヨリ 内田外務大臣宛	仏国ノルール管理ニ対スル独国政府 ノ抗議通牒越ノ件	一六〇
一	七	一月十三日	二五	内田外務大臣ヨリ 在ローザンヌ近東平和會議代 表宛(電報)	海峽委員會ニ参加スル場合ノ便益ニ ツキ意見回電方要請ノ件	一二二
三	一一〇	一月十三日	一二	在伊国藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール問題ニ関スル伊国外務大臣官 房長ノ内話要領報告ノ件	一六三
三	一一一	一月十三日	一一	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルールニ対スル仏白ノ措置ニ関スル 独国外相ノ反駁回答文報告ノ件	一六四
一〇	三九二	一月十三日	合五	内田外務大臣ヨリ 在米國佐分利、在仏國三谷各 臨時代理大使宛(電報)	ローマ法王庁ニ本邦使節派遣ニ関シ 任國ノ世論通報方訓令ノ件	四五四

付記一 大正十年六月一日内田外務大臣宛在伊国落合大使宛電報
第六二号 ……四五五

二	本年六月十九日在伊国落合大使宛内田外務大臣宛電報第 一七二号	……四五五
三	ローマ法王庁使節駐劄ニ関シ法王庁ニ問合セノ件 大正十一年三月十日在伊国諸井臨時代理大使宛内田外務 大臣宛機密公第二号	……四五六
四	日本及ビ法王庁間外交關係開始ニ関シビオンデイ僧正談 話報告ノ件	……四五七
五	同年六月二十三日閣議案 ローマ法王庁ニ使節駐劄ニ関スル件	……四五九
六	欧米局ニ課調書 ローマ法王庁ニ関スル件	……四六二
七	大正十一年八月十九日情報部調書 ローマ法王庁駐劄外交團ニ関スルプロトコール資料	……四六六
八	松岡・ジャルジニー會談 大正十一年十二月十日国民新聞記事	……四六八
九	大正十二年一月十日欧米局ニ課調書 ローマ法王庁トノ修好關係ニ就テ	……四六八
十	同年一月十三日堀内書記官稿 使節交換問題ニ対スル本邦仏教徒其ノ他ノ反對運動ニ鑑 ミ關係官庁トノ打合	……四七四
十一	同年一月十五日同右 ローマ法王庁ト使節交換問題ニツキ大谷光瑞師トノ會談…… 要領	……四七五

十二 同年一月十六日同右

使節交換問題ニ関スル東方通信社水野梅曉ト鶴見総持寺……四七七
栗木総務及ビ杉本尚書トノ会談要旨

十三 同年同月同日欧米局ニ課調書

使節交換問題ニ対スル国内賛否両説ノ概況 ……四七八

十四 同年一月十九日

使節駐派問題ニ関スル文部省武部宗教局長ト仏教連合会……四七九
弘津曹洞宗全権委員トノ会談要領

一 八 一月十五日 九九

在ローザンヌ近東平和會議代
表ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 海峽委員会参加ノ有利ナル旨回申ノ
件 ……二二

付記 一月十六日遠藤海軍大佐ヨリ佐久間外務事務官宛
海峽管理問題ニ関スル意見開陳ノ件 ……二三

三 一二 一月十六日 一六

内田外務大臣ヨリ
在仏国松田臨時代理大使宛
(電報) 仏白両国ノルール占領ニ関シ独国大
使ヨリ精神的援助要望ノ件 ……一六五

三 一一 一月十六日 一〇

内田外務大臣ヨリ
在英國德川臨時代理大使宛
(電報) 仏国ノルール占領ニ対スル英國政府
ノ態度確認方訓令ノ件 ……一六六

三 一一 一月十六日 一四

田中外務次官
在本邦仏国大使館参事官 会談
ルール問題ニ関シ田中次官ト仏国大
使館参事官トノ会談要領ノ件 ……一六六

三 一一 一月十六日 五一

在仏国奥山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 独国ノ石炭引渡中止ノヴェルサイユ
条約不履行ナル旨賠償委員会ヨリ英
仏伊白政府ニ通告ノ件 ……一六七

一〇 三九 一月十六日 三九

法王庁トノ使節交換ニ関スル件……四八〇

付記 一月十六日閣議資料

ローマ法王庁ト外交関係創設ノ理由 ……四八一

三 一一 一月十七日(着) 二一

在英國德川臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) ルール占領ニ対スル英國政府ノ態度
ニ関シ回報ノ件 ……一六八

一〇 三九 一月十七日 一七

内田外務大臣ヨリ
在仏国松田臨時代理大使宛
(電報) 仏国ニ於ケルローマ法王庁使節ノ權
限・特權ニ付キ調査回電方訓令ノ件 ……四八五

一 九 一月十八日 二八

内田外務大臣ヨリ
在ローザンヌ近東平和會議代
表宛(電報) 日本ノ海峽委員会ヘノ参加ハ得策ナ
ルニツキ既定ノ方針維持方訓令ノ件 ……二四

付記 一月十八日海軍省遠藤大佐ヨリ佐久間外務事務官ヘノ電話

海峽委員会参加ニ海軍側賛成ノ件 ……二五

八 三五 一月十八日 二四

内田外務大臣ヨリ
在米田佐分利臨時代理大使宛
(電報) 石井・ランシング協定廃棄ニ関シ米
側ノ回答覚書ニ対スル措置振ニツキ
回訓ノ件 ……四一九

一〇 三九 一月十八日 五五

在仏国奥山臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 仏国ニ於ケルローマ法王庁使節ノ待
遇振ニ関スル当国外務省ノ回答報告
ノ件 ……四八六

四 一八 一月十九日 一五

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 賠償問題ヲ次回理事會ノ議題トスベ
キヤ否ヤニツキ請訓ノ件 ……二一五

一〇 三九 一月十九日 一三

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) ベルギー國ニ於ケルローマ法王庁使
節ノ待遇振リ報告ノ件 ……四八六

一〇 三九 一月十九日 七

在オーストリア國本多公使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 法王庁使節ニ対スルオーストリア國
待遇振リニ関シ報告ノ件 ……四八七

四 一八 一月二十日 一八

在ベルギー國安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報) 第二十三回連盟理事會ノ開催地及ビ
開會日變更ニ関スル件 ……二一五

六 二七 一月二十日 海盟七四

在パリ安保海軍中將ヨリ
井出海軍次官宛(電報) 連盟事務局ニ提出セルセシル相互保
障条約案ノ概要報告ノ件 ……二九一

三	一一七	一月二十一日	一六	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏白ノルール占領ニ対スル独国政府 ノ態度ニ関スル独国外相談話ノ件	一六八
八	三五九	一月二十一日 (着)	三八	在米國佐分利臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関シ公 表延期方ヲ國務長官ニ申入ノ件	四二〇
一〇	三九八	一月二十二日	二八	内田外務大臣ヨリ 在米國佐分利臨時代理大使宛 (電報)	米國・ローマ法王庁間ニ外交使節交 換ナキ理由ニツキ米当局ニ確認方訓 令ノ件	四八七
一〇	三九九	一月二十二日	一五	内田外務大臣ヨリ 在英國徳川臨時代理大使宛 (電報)	英國ガローマ法王庁ニ一方的ニ使節 ヲ派遣シオル理由ニツキ取調方訓令 ノ件	四八八
一〇	四〇〇	一月二十四日	二二	外務省公表	ローマ法王庁ヘノ外交使節派遣ニ関 スル外務当局談	四八八
一〇	四〇一	一月二十四日 (着)	四三	在米國佐分利臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	米國ガ法王庁ニ使節ヲ派遣セザル理 由ニツキ回報ノ件	四九一
一〇	四〇二	一月二十四日	一八	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	法王庁使節ノ待遇振リニ関シ独国外 務省回答ノ件	四九一
一	一〇	一月二十七日	一六	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	航海ニ関スル三国協同案文ニツキ仏 國側ノ懇望ニ妥協方請訓ノ件	二五
				別電 一月二十七日在ローザンヌ會議代表宛内田外務大臣宛電報 第一一七号		二六
				航海ニ関スル三国協同案中ノ新項		二六
一	一一	一月二十七日	一八	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏國側ニ於テ日本側ノ同意ヲ得タル 條約案提議ノ件	二六

別電

一月二十七日在ローザンヌ近東平和會議代表宛内田外務大臣宛電報第一一九号
仏國側ヨリ會議ニ提出ノ航海ニ関スル條約案

……二七

三	一一九	一月二十七日	二九	内田外務大臣ヨリ 在仏國奧山臨時代理大使宛 (電報)	南滿州鐵道会社ノ注文セル本年度敷 設用レールノ引取ニ関シ仏國側ニ問 合方訓令ノ件	一七二
三	一二〇	一月三十日	八九	在仏國奧山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール地方ノ状況視察ノ為館員ヲ同 地方ニ派遣セシメタキ旨請訓ノ件	一七二
四	一八八	一月三十日	連九	在仏國奧山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十三回理事會ノ開會、連盟予算 等ノ問題審議ノ件	二一六
六	二七七	一月三十日	三一	内田外務大臣ヨリ 在仏國奧山臨時代理大使宛 (電報)	一般的保障條約案ニ関シ我方方針ノ 訓令ノ件	二九二

別電

同日内田外務大臣宛在仏國奧山臨時代理大使宛電報第三二
号
右訓令

……二九二

一〇	四〇三	一月三十日	二八	在伊國藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ステファニ通信ニ我國ノローマ法王 庁使節派遣ニ対スル仏教徒ノ異議申 立及ビ外務省聲明ニ関スル記事掲載 ノ件	四九一
四	一八九	一月三十一日	連一〇	在仏國奧山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	モスール問題、知的協力委員會事業 及ビダンチツヒ問題等議決ノ件	二一七

二月

一〇	四〇四	二月一日		外務省公表	ローマ法王庁ニ本邦外交官派遣ニ関 スル外務当局談	四九二
----	-----	------	--	-------	-----------------------------	-----

四	一九〇	二月二日	連二	在パリ奥山連盟事務局長代理 内田外務大臣宛(電報)	チェコ・ハンガリー間ノ国境画定、 露国ニ調査班派遣及ビ軍縮問題討議 ノ件……………二二八
四	一九一	二月三日	連二	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	オーストリア經濟復興、東カレリ ア、アヘン及ビザール流域施設等ノ 各問題決議ノ件……………二一九
八	三六〇	二月三日	五〇	内田外務大臣ヨリ 在米國佐分利臨時代理大使宛 (電報)	石井・ランシング協定廃棄ノ公表延 期ヲ米國側承諾ノ件……………四二一
一〇	四〇五	二月三日	三二	在伊國藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國ニ法王庁使節駐在セザル理由ニ 關スル法王庁宣伝部員及ビ英國大使 館参事官ノ談話回報ノ件……………四九三
一	一二	二月四日	一五五	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	各國全權ノローザンヌ引揚ニツキ報 告ノ件……………二七
三	一二一	二月五日	九	在ハンブルグ蜂谷總領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	注文品引渡ハ目下ノ処差支ナキ見込 ノ調査者ノ情報報告ノ件……………一七三
四	一九二	二月五日	連一六	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	エストニアニ於ケル少数民族保護、 アルメニア人救済、軍縮混成委員會 人事等ニ關スル件……………二二一
四	一九三	二月五日	連一七	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏國人アヴノルヲ副事務總長ニ指名 ノ件……………二二二
四	一九四	二月五日	連一八	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	理事会最終會議ニ於テポーランド・ リスニア紛争、ポーランド内ノド・ イツ系少数民族問題等討議ノ件……………二二三
一〇	四〇六	二月五日	三三	在伊國藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國ニ法王庁使節派遣ノ交渉ハ目下 云トコロ行ワレオラザル旨法王庁宣 伝部員内報ノ件……………四九四
六	二七八	二月六日	海盟七六	在パリ安保海軍中將ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	第六回混成委員會ニ於ケル本邦代表 交代ノ件……………二九三
一〇	四〇七	二月六日	三四	在伊國藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	法王庁ト英國トノ間ノ使節交換事情 ニツキ英國大使館参事官内報ノ件……………四九四
一〇	四〇八	二月七日	七五	在英國德川臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國ニローマ法王庁代表者存在セザ ル理由ニツキ英國外務省中欧部長ヨ リ回答ノ件……………四九五
三	一二二	二月十二日	二二〇	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	館員ヲシテ実地ニ調査セシメタル結 果ヲ報告ノ件……………一七三
六	二七九	二月十二日	海盟七七	在ジュネーヴ安保海軍中將ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	第六回混成委員會終了及ビセシル提 出ノ相互保障條約案ニ關スル同委員 會ノ決議報告ノ件……………二九三
三	一二三	二月十三日	一二六	在仏国奥山臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール地方ヲ旅行セシメタル館員ノ 報告統報ノ件……………一七四
一〇	四〇九	二月十四日	四六	在伊國落合大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	法王庁ニ對スル我が公館新設費ノ予 算委員會ニ於ケル否決ニ關シヨル ナイレ・ディ・ローマ紙論評ノ件……………四九五
三	一二四	二月十六日	六〇	内田外務大臣ヨリ 在仏国奥山臨時代理大使宛 (電報)	仏国ガール輸出ヲ原則トシテ禁止 セル趣ニツキ我が既約品ニ支障ヲ及 ボサザル様仏國當局ニ申入方訓令ノ 件……………一七五
三	一二五	二月十七日	一二	在ハンブルグ蜂谷總領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏國ハール輸出ニ特別許可制ヲ設 ケタルニヨリ本邦注文品ニハ支障ナ キ様同國當局ニ折衝方要請ノ件……………一七六
六	二八〇	二月十七日	連本公 三六	在パリ奥山連盟事務局次長ヨ リ 内田外務大臣宛	ワシントン條約ノ原則普及ヲ目的ト スル國際會議ニ非連盟國招請ノ件……………二九四

付属書一 二月十日付ヴィヴィアニ連盟理事会議長宛安達理事宛書

輸

ワシントン条約ノ原則普及ヲ目的トスル国際會議ニ非連……………一九四

盟国招請ノ件

二 安達理事ヨリノ回答文

……………一九五

三 一二六 二月二十四日 一四八 在仏国松田臨時代理大使ヨリ 滿鉄用レール輸出ニ関シ仏国外務省……………一七七

内田外務大臣宛(電報)

ニ便宜供与方依頼ノ件

三 一二七 二月二十四日 七六 在仏国外務大臣ヨリ ルール地方ニ実施セル輸出禁止令ニ……………一七七

在仏国佐藤臨時代理大使宛(電報)

関シ問合ノ件

付記 二月二十一日通商局商報課公表商報第一四七号

……………一七八

仏国ルール地方占領ノ我ガ対独注文ニ及ホス影響

三 一二八 二月二十六日 四一 在独国日置大使ヨリ 我ガ注文品ニシテ証明書ノアル場合……………一七九

内田外務大臣宛(電報)

仏、ベルギー兩國ノ便宜供与確保方意見申進ノ件

三 一一八 二月二十七日 一九 在英国外務大臣ヨリ ルール占領問題ニ伴ウ時局ノ形勢ニ……………一六九

内田外務大臣宛(電報)

六 二八一 二月二十七日 連本公 在パリ松田連盟事務局長ヨリ 相互保障条約ニ対スル本邦側事務局……………二九五

内田外務大臣宛

作成ノ回答案ニ関スル件

付属書 右回答案

……………二九六

九 三七七 二月二十七日(着) 一三〇 在米国植原大使ヨリ 米国ノ国際司法裁判所ヘノ参加ニ関……………四三九

内田外務大臣宛(電報)

スル同国内ノ動靜報告ノ件

三 一二九 二月二十八日 一三 在ハンブルグ蜂谷總領事代理 我ガ注文品中一定条件ヲ具備スルモ……………一八〇

内田外務大臣宛(電報)

ノハ自由許可ヲ取付ケタキ旨申進ノ件

六 二八二 二月二十八日 七八番電 在パリ安保海軍中將ヨリ 第六回混成委員会ニ於ケルセシル相……………二九六

海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)

互保障条約案討議ノ状況報告ノ件

別電 同日在仏国安保海軍中將宛海陸軍及ビ外務大臣宛電報第七

八番別電

……………二九八

相互保障条約ニ関スル第六回混成委員会決議

三 月

三 一三〇 三月六日 一〇七 在仏国外務大臣ヨリ 抑留セラレタル我ガ約定品ノ早急積……………一八一

在仏国松田臨時代理大使宛(電報)

出ヲ許可スル様仏国政府ニ申入方訓令ノ件

一 一三 三月十日 二六 在土国内田(定健)大使ヨリ トルコ政府ノ近東平和条約対案説明……………二七

内田外務大臣宛(電報)

書ノ要旨報告ノ件

別電 三月十一日在土国内田大使宛内田外務大臣宛電報第二七号

……………二八

右土国対案各条ノ提出理由要領

三 一三一 三月十一日 一八〇 在仏国松田臨時代理大使ヨリ ルール地方輸出禁止令ニ関シ回答ノ……………一八一

内田外務大臣宛(電報)

件

別電 三月十日在仏国松田臨時代理大使宛内田外務大臣宛電報第

一八一号

……………一八二

ルール輸出手續

三 一三二 三月十三日 四七 在ベルギー国安達大使ヨリ フランス、ベルギー兩國当局者ノ会……………一八三

内田外務大臣宛(電報)

報告ノ件

三 一三三 三月十五日 五五 在独国日置大使ヨリ 現在我ガ注文品ノ輸出ハ不可能ト認……………一八四

内田外務大臣宛(電報)

メラルル旨報告ノ件

三	一三四	三月十七日	一九五	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	一定条件ヲ有スル注文品輸出ヲ容易 ニスル為ノライン高級委員ニヨル手 続決定ノ件	一八四
三	一三五	三月十七日	一九	在ハンブルグ蜂谷総領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品中特別ナルモノニ付テハ 輸出許可ヲ得ラルル様具申ノ件	一八五
三	一三六	三月十九日	一二三	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	実需ニ基ク注文ナル限り総テ輸出ヲ 特許セシメ度ク交渉方訓令ノ件	一八六
三	一三七	三月二十日	公一五六	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛	ライン及ビルール地方輸出手続ニ関 スルライン高級委員決定送付ノ件	一八六
三	一三八	三月二十一日	二〇六	付属書 外国購買者ニ特許スヘキ臨時特別手続要訳 在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品輸出差止ニ関シ仏国外務 省政務局長応答ノ件	一八七
三	一三九	三月二十一日	一二五	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	大倉組注文品ノ輸出特許証明ニ関ス ル件	一八八
三	一四〇	三月二十二日	六一	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我方契約品干涉ニ対シ仏国政府ニ談 判方要請ノ件	一八八
一	一四	三月二十三日 (着)	一八三	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	対土講和準備會議開催ニ関スル件	二九
三	一四一	三月二十三日	六二	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール其他ノ占領地ニ関スル守島書 記官ノ視察復命概要報告ノ件	一八九
六	二八三	三月二十四日	連軍一九	在パリ海陸空軍三代表ヨリ 海陸軍及外務大臣宛(電報)	常設軍事委員会ノ相互保障問題ニ関 スル仮議題及ビ右ニ対スル英國委員 ノ提言ニ対処スベキ我が方針ニツキ 請訓ノ件	二九九
三	一四二	三月二十六日	二二九	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	三谷書記官ノ実地調査結果報告ノ件	一九〇
三	一四三	三月二十六日	二〇	在ハンブルグ蜂谷総領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール輸出問題ニ関シ実施ノドイツ 緊急法令要領報告ノ件	一九一
三	一四四	三月二十八日	一三六	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	三谷書記官ノ実地調査結果ニツキ質 問ノ件	一九二
一	一五	三月二十九日 (着)	一九五	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	總會議ニ於テ連合國ノ対土回答案ヲ 審議ノ件	三〇
一	一六	三月二十九日 (着)	二〇〇	付記 三月二十八日付連合諸國ノ対土回答訳文 在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	連合國側条約案中沿岸貿易ニ関スル 例外規定ニツキ請訓ノ件	三三
一	一七	三月二十九日	七六	在伊國落合大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	連合國側条約案中沿岸貿易ニ関スル 例外規定ニツキ申進ノ件	三五
三	一四五	三月二十九日	二〇	内田外務大臣ヨリ 在独国日置大使宛(電報)	ライン高級委員会ノ決定ヲ承認シ外 國注文者ノ輸出許可申請ニ同意ヲ与 エル様独國政府ニ交渉方訓令ノ件	一九二
三	一四六	三月二十九日	一四〇	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	ルール地方原料輸入税ニ関スル件	一九三
一	一八	三月三十日	八一	内田外務大臣ヨリ 在英國林大使宛(電報)	対土回答案ニ異議ナキ旨通報ノ件	三六
三	一四七	三月三十日	一四三	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	既ニ注文済ノウェルド鉄管ニツキ証 明書交付方指示ノ件	一九三
八	三六一	三月三十日	一四〇	内田外務大臣ヨリ 在米國填原大使宛(電報)	石井・ランシング協定ノ廃棄ニ関シ 国内手続上暫ク発表延期交渉方訓令 ノ件	四二一

八	三六二	三月三十日 (着)	一九七	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定ノ廃棄ニ関シ 公表期日及発表案文ニツキ請訓ノ件	四二二
三	一四八	三月三十一日	六八	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我方ニ於テハ英國ノ方針ヲ採用シ ル様交渉方具申ノ件	一九三
三	一四九	三月三十一日	二二一	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	三谷書記官ノ調査結果統報ノ件	一九五
三	三六三	三月三十一日 (着)	二〇五	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄発表ヲ一 時見合セタル旨報告ノ件	四二二
八	三六四	三月三十一日 (着)	二〇六	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄公表ヲ暫 時見合セ方申入レノ件	四二二
八	三六五	三月三十一日 (着)	二〇八	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル AP発表文要領報告ノ件	四二三
				別電 在米國埴原大使宛内田外務大臣宛三月三十一日着電報 第二〇九号		四二三
				右發表文要領		
八	三六六	三月三十一日	一四三	内田外務大臣ヨリ 在米國埴原大使宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄期日ニツ キ米國政府ト交渉方訓令ノ件	四二四
八	三六七	三月三十一日	一四八	内田外務大臣ヨリ 在米國埴原大使宛(電報)	九国条約ヲ基礎トスル新協定成立セ リトノ報道ノ出所査報方訓令ノ件	四二五

四月

一	一九	四月三日(着)	二二八	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日英仏伊ヨリノ対土回答ハ日本ニト リ利益ナル旨在土國大使宛通報ノ件	三六
一	二〇	四月三日	三四	在土國內田大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	土國政府ノ日本政府ニ対スル回答公 文ニ関シ在英國大使宛通報ノ件	三七
八	三六八	四月三日(着)	二二三	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 各紙論調報告ノ件	四二五
一	二一	四月四日	一九	内田外務大臣ヨリ 在伊國落合大使宛(電報)	連合國側条約案中沿岸貿易ニ関スル 例外規定ニツキ回訓ノ件	三七
三	一五〇	四月四日	七二	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独國政府ノ貨物供給禁止命令ニ関ス ル件	一九六
九	三七八	四月四日	条二機密 一四	内田外務大臣ヨリ 在米國埴原大使宛	日米仲裁裁判条約更新方ニ関スル米 國政府ノ意向打診方訓令ノ件	四四〇
八	三六九	四月五日(着)	二二五	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄手續ニ関 シ米國務長官ト折衝ノ件	四二六
八	三七〇	四月五日	二二三	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 交換公文案ヲ米國務長官ヨリ提示ノ 件	四二七
				別電 在米國埴原大使宛内田外務大臣宛四月五日着電報第三二三 号		四二八
				右交換公文案		

三	一五一	四月六日	二五六	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	製鉄原料品ノ無税トナリタル旨仏國 外務省ヨリ通告ノ件	一九六
八	三七一	四月七日	一七二	内田外務大臣ヨリ 在米國埴原大使宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 交換公文案ノ修正ニツキヒューズ國 務長官ノ了解取付方訓令ノ件	四二九
八	三七二	四月七日		閣議決定	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 件	四三〇

付屬書乙号 米國政府提示ノ右協定廃棄ニ関スル公表案

……四三一

一	二二	四月 八日	三八	在土国内田大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	連合国側ノ対土回答ニ対スルトルコ 国側回答アンゴラ政府代表ヨリ受領 ノ件	……三七
八	三七三	四月八日(着)	二三〇	在米國壇原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 交換公文ノ我方修正案ニ國務長官同 意ノ件	……四三三
三	一五二	四月 九日	二五	在ハンブルグ蜂谷総領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	満鉄レール問題ニ関シ独国側商社ヨ リ解約シ度キ意向申入レノ件	……一九六
三	一五三	四月 九日	二二	内田外務大臣ヨリ 在独国日置大使宛(電報)	高級委員会ノ決定ヲ拡大シテ承認シ 独国製造家ヲシテ輸出許可申請ニ同 意ヲ与エル様交渉方訓令ノ件	……一九七
六	二八四	四月 十日	一七九	内田外務大臣ヨリ 在パリ松田連盟事務局局長宛 (電報)	一般保障ニ関スルセシル条約案ニ対 シ訓令ノ件	……三〇一
三	一五四	四月 十一日	一八六	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	仏国側トノ交渉結果ヲ回電方督促ノ 件	……一九八
四	一九五	四月 十一日	一八三	内田外務大臣ヨリ 在パリ松田連盟事務局局長宛 (電報)	連盟理事会ノ議題ニ関スル件	……二二四
八	三七四	四月 十一日	一八二	内田外務大臣ヨリ 在米國壇原大使宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 交換公文ノ字句修正ニ関シ指示ノ件	……四三三
八	三七五	四月 十一日	内閣外甲 二六	加藤内閣総理大臣ヨリ 内田外務大臣宛	石井・ランシング交換公文廃棄御裁 可ノ件	……四三四

付 記 一	石井・ランシング交換公文廃棄ニ関スル日米交換公文	……四三六
二	右ニ関スル枢密院審査報告書	……四三六

三	一五五	四月十二日(着)	二四二	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國中欧部長、同国既約品引渡ニ関 スル対仏独交渉回答ノ件	……一九八
三	一五六	四月 十二日	二六	在ハンブルグ蜂谷総領事代理 ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	レール注文契約ヲ解除シタキ旨独国 側希望ノ件	……一九九
四	一九六	四月 十二日	連五〇	在ジュネーヴ松田連盟事務局 長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十四回連盟理事会ノ議題報告ノ 件	……二二五
八	三七六	四月十二日(着)	二三六	在米國壇原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	石井・ランシング協定廃棄ニ関スル 交換公文ノ字句修正ニ関シ説明ノ件	……四三八
一	二三	四月十三日(着)	二四六	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國政府ヨリローザンヌ會議再開ニ 関シ申越ノ件	……三九
一	二四	四月 十三日		在仏国佐藤大使館参事官ヨリ 内田外務大臣宛	近東平和會議復命書等送付ノ件	……三九

三	一五七	四月十四日	公三八	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛	占領地域外ノ独国内地ヨリ占領地帯 ヲ通過シテ外國ニ輸出スル商品ニ関 シライン高級委員会決定ノ件	……一九九
				付屬書一	近東講和會議復命書	……三九
				二	近東講和會議總括報告(拔萃)	……四一

付 属 書	仏国外務省ヨリ在仏日本大使館ニ送付セラレシ四月九日付 ノート	……二〇〇
-------	-----------------------------------	-------

ライン占領地高級委員会決議

三	一五八	四月十五日	二七七	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国被占領地帯ヨリノ商品輸出ハ至 難ト考エラレル旨意見具申ノ件	二〇一
四	一九七	四月十八日	二	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十四回連盟理事会ノ追加議題報 告ノ件	二二七
四	一九八	四月十八日	三	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十四回連盟理事会ノ開會、財政 問題等各議題審議ノ件	二二八
四	一九九	四月十九日	四	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ポーランドニ於ケルドイツ少数民族 問題等議了事項報告ノ件	二二九
三	一五九	四月二十日	八五	在独国大野臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	本邦注文品ノルール輸送ニ関シ独国 外務省主任官内報ノ件	二〇二
四	二〇〇	四月二十日	五	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ダンチヒ問題、交通總會開會等議了 ニ関スル件	二三〇
四	二〇一	四月二十日	六	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	婦人兒童問題ノ討議ニ関スル件	二三一
六	二八五	四月二十日	二〇九	内田外務大臣ヨリ 在パリ松田連盟事務局長宛 (電報)	連盟事務局宛回答ヲ当分見合セ方訓 令ノ件	三二〇
一〇	四一〇	四月二十日	二六五	在英國徳川臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國皇帝ローマ法王訪問ニ対シ英國 新教徒反對ノ件	四九六
四	二〇二	四月二十一日	七	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	委任統治B、C式土人ノ国籍問題討 議ノ件	二二二
一〇	四一一	四月二十一日	一〇五	内田外務大臣ヨリ 在英國徳川臨時代理大使宛 (電報)	新教徒反對運動ノ經過及ビ今後ノ成 行等ニ関シ通報方訓令ノ件	四九六
一〇	四二二	四月二十一日 (着)	二六八	在英國徳川臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國皇帝ノローマ法王訪問ニ関シ首 相下院ニ於テ答弁ノ件	四九六
三	一六〇	四月二十三日	二二五	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	独国側ノ態度決定ト同時ニ直チニ訓 令ノ措置ヲ執ル様指示ノ件	二〇二
四	二〇三	四月二十三日	九	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ダンチヒ、東カレリア、西スラリス、 ポーランド・リスアニア紛争、軍縮 等ノ各問題審議ノ件	二三三
四	二〇四	四月二十三日	一〇	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	オーストリア財政復興問題討議ノ件	二三五
六	二八六	四月二十三日	八八番電	在ジュネーヴ清河海軍少將ヨ リ 加藤海軍大臣宛(電報)	第十回常設軍事諮問委員会ニ於テ相 互保障ノ原則内容及ビセシル案討議 ノ件	三二〇
六	二八七	四月二十三日	和一機 一一	内田外務大臣ヨリ 在パリ松田連盟事務局長宛	相互保障条約ニ関シ訓令ノ件	三二〇
四	二〇五	四月二十四日	一一	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	B及ビC式委任統治地域土人ノ国籍 問題ニ関スル件	二三六
六	二八八	四月二十四日	九	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十四回連盟理事会ニ於ケル軍備 制限ニ関スル件	三二一
四	二〇六	四月二十六日	一二	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール問題議了事項報告ノ件	二三七
四	二〇七	四月二十七日	一三	在ジュネーヴ安達連盟理事会 代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	チェコ・ハンガリー国境問題、小ア ジア難民救済事業等ノ議了事項報告 及ビ第二十四回理事会ノ閉會ニ関ス ル件	二三九

四	二〇八	四月二十七日	一四	在ジュネーヴ安達連盟理事会代表ヨリ	第二十四回連盟理事会ニ於イテルマニアニ於ケルハンガリー国籍取得者ノ土地収用問題審議ノ件	二四〇
一〇	四一三	四月二十七日	公二〇	在英国林大使ヨリ	英国皇帝ノローマ法王訪問ニ対スル新教徒反対運動ニ関スル件	四九六
三	一六一	四月二十八日(着)	二八〇	在英国林大使ヨリ	占領前ノ契約品ニ付テハ新協定成立セルニ依リ輸出許可トナル旨ノタイムス紙報道ノ件	二〇三

五月

六	二八九	五月一日	連軍二〇	在パリ海陸空軍三代代表ヨリ	第十回常設軍事諮問委員会ニ於テ相互保障ノ原則研究及ビセシル案審議ノ件	三二二
---	-----	------	------	---------------	------------------------------------	-----

別電一 同日在パリ海陸空軍三代代表発海陸外三大臣宛電報連軍第二十一号

フランス、ベルギー、スウェーデン、ブラジル四国委員

覚書要旨

五月二日同右電報連軍第二十二号

スペイン、イタリア両国委員覚書要旨

一	二五	五月二日	六	在ローザンヌ近東平和會議代表ヨリ	露国ノ會議招請ニ関シ報告ノ件	四七
---	----	------	---	------------------	----------------	----

二	六三	五月二日	九七	在独国日置大使ヨリ	賠償ニ関スル独国政府提案ヲ我が政府ニ進達方依頼ノ件	一〇〇
---	----	------	----	-----------	---------------------------	-----

付記 五月三日在独国日置大使ヨリ内田外務大臣宛欧公第一〇四

号付属書

賠償ニ関スル独国政府提案

二	六四	五月二日	九九	在独国日置大使ヨリ	賠償ニ関スル独国政府提案ニツキ同国外相及ビ外務次官トノ談話報告ノ件	一〇八
---	----	------	----	-----------	-----------------------------------	-----

三	一六二	五月二日(着)	二八六	在英国林大使ヨリ	ルールヨリノ既約品輸出ニ関スル独国側譲歩ハ事実ナリタル旨ノタイムス紙報道ノ件	二〇三
---	-----	---------	-----	----------	--	-----

三	一六三	五月二日	九六	在独国日置公使ヨリ	独国外務省ヨリ内報セル新規則報告ノ件	二〇四
---	-----	------	----	-----------	--------------------	-----

三	一六四	五月三日	三〇八	在仏国松田臨時代理大使ヨリ	ルール地方輸出税ニ関シ仏国外務省ヨリ新税率通知ノ件	二〇四
---	-----	------	-----	---------------	---------------------------	-----

二	六五	五月四日	三一〇	在仏国松田臨時代理大使ヨリ	賠償ニ関スル独国提案ニツキ賠償委員会各國委員ノ意見報告ノ件	一〇九
---	----	------	-----	---------------	-------------------------------	-----

六	二九〇	五月四日	国連陸一三七	長尾陸軍少将ヨリ	セシル案ニ対スル陸軍部会ノ折衷案ニツキ陸軍ノ方針決定方要望ノ件	三二六
---	-----	------	--------	----------	---------------------------------	-----

付記 右ニ対スル陸軍側回答案

六	二九一	五月四日	八九番電	在パリ清河海軍少将ヨリ	混成委員会ニ参列スル軍事委員ノ資格ニ関スル件	三二八
---	-----	------	------	-------------	------------------------	-----

二	六六	五月五日	三一七	在仏国松田臨時代理大使ヨリ	賠償ニ関スル独国覚書ニ対シ仏国外務省ヨリ送付越セル回答要領報告ノ件	一一〇
---	----	------	-----	---------------	-----------------------------------	-----

二	六七	五月五日		在本邦仏国大使ヨリ	賠償ニ関スル独国提案ニ対シ仏国政府ヨリ独国ニ直接拒絶ノ回答ヲナスベキ旨申越ノ件	一一〇
---	----	------	--	-----------	---	-----

二	六八	五月五日	八五	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル独国提案ニ対スルベル ギー政府ノ回答書写同国外相ヨリ送 付越ノ件	一一二
六	二九二	五月五日	九〇番電	在パリ清河海軍少将ヨリ 加藤海軍大臣宛(電報)	第十回常設軍事諮問委員会ニ於ケル 感想報告ノ件	三二八
二	六九	五月六日	八六	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ベルギー政府ノ賠償ニ関スル対独回 答文要領報告ノ件	一一二
二	七〇	五月七日	八八	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スルベルギー政府ノ対独回 答ヲ発セル経緯ニツキ同国外相談話 ノ件	一一三
三	一六五	五月七日	一〇五	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルール輪出入ニ関スル新規則独国官 報ニテ公布セラレタル件	二〇四
五	二四三	五月七日	連八五	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第四回連盟総会議議題通報ノ件	二六五
二	七一	五月九日(着)	三〇四	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル独国提案ニツキラムソ ン中欧部長ノ意見報告ノ件	一一四
二	七二	五月九日(着)	三〇六	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国ノ賠償ニ関スル提議ニ対スル回 答振ニツキ意見申進ノ件	一一五
二	七三	五月十日(着)	三〇八	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国ノ賠償新提議ニ対スル英国政府 ノ回答公文案受領ノ件	一一五
				別電 在英国林大使宛内田外務大臣宛五月九日着電報第三〇九号		一一六
二	七四	五月十日(着)	三一〇	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル対独回答ニツキ意見具 申ノ件	一一八
九	三七九	五月十日	機密四六	在米國植原大使ヨリ 内田外務大臣宛	日米仲裁裁判条約更新ニ関スル米國 政府ノ意向報告ノ件	四四〇

三	一六六	五月十一日	三三〇	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	二月一日以後ノ契約ニ付テハ我が要 求ニ応ジ難キ旨仏外務省係官応答ノ 件	二〇五
二	七五	五月十二日	一三三	内田外務大臣ヨリ 在英国林大使宛(電報)	独国ノ賠償提議ニ対スル日本政府ノ 回答覚書内示方訓令ノ件	一一八
				別電 五月十二日内田外務大臣宛在英国林大使宛電報第一三四号		一一八
				五月十二日閣議決定セル独国ノ賠償會議ニ対スル対独回答		一一八
				覚書		

四	二〇九	五月十三日 (着)	三三二	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英国下院委員会ニ於テザール施政委 員会ノ公布セル臨時命令第二条問題 化ノ件	二四一
二	七六	五月十四日	一〇〇	在伊国藤井臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国ノ賠償提議ニ対スル伊国政府ノ 回答書写伊国外務省ヨリ送付越ノ件	一一九
				別電 五月十四日在伊国藤井臨時代理大使宛内田外務大臣宛電報		一一九
				第一〇一号		一一〇
				独国ノ賠償提議ニ対スル伊国政府ノ回答要約		

四	二一〇	五月十四日	九二	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー・ルーマニア係争事件ニ 関シ日本大使館ニ於テ内協議會開催 ノ件	二四二
六	二九三	五月十四日	九四	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	本多大使出張中松田公使ヲ混成委員 会ニ出席取計ヒ方請訓ノ件	三三〇
二	七七	五月十五日	九五	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日本政府ノ対独回答内示ニ対スルベ ルギー外相ノ謝意並ニ独国賠償問題 ノ前途ニ関スル意見表明ノ件	一二二
二	七八	五月十五日 (着)	三三五	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル英国ノ対独回答文独国 側ニ交付ノ件	一二二

四	二二一	五月十五日 (着)	三三三	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英国下院ニ於ケルザール施政ニ関ス ル外務次官ノ答弁ニツイテノ観測報 告ノ件……………二四二
六	二九四	五月十七日	九七	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	次回委員会ニ松田公使ノ出席方重ネ テ稟請ノ件……………三二〇
三	一六七	五月十九日	二二七	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	ルールヨリノ輸出手続ニ関シ期限延 長方仏国政府ニ交渉訓令ノ件……………二〇六
四	二二二	五月二十二日	五六	在本邦英国臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛	ザール施政問題ニ関シ英国ヨリ次回 理事会ニ提出スベキ提議ニ対シ我方 支持ノ有無照会ノ件……………二四二
六	二九五	五月二十三日 (着)	九三番電	在ロンドン清河海軍少将ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	混成委員会特別分科会ニ於ケル相互 保障条約案ノ逐条審議概況報告ノ件……………三二〇
四	二二三	五月二十五日	四三	内田外務大臣ヨリ 在ベルギー国安達大使宛(電 報)	英国ノザール施政調査ニ関スル提議 ニツキ意見回電方訓令ノ件……………二四三
四	二二四	五月二十六日	一〇六	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール問題ニ関シ次回理事会ニ於テ 本邦ノ採ルベキ態度ニツキ申進ノ件……………二四三
六	二九六	五月二十六日		在ジュネーヴ安保海軍中将ヨ リ 内田外務大臣宛	国際連盟軍備関係諸問題ノ現状報告 書送付ノ件……………三二一
四	二二五	五月二十八日	一〇九	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政調査ニ関スル英国ノ提議 ニ関シザール行政庁職員内談ノ件……………二四四
四	二二六	五月二十九日	一二二	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	対独問題ニツイテハ英国ト歩調ヲ一 ニスルコト得策ノ旨意見具申ノ件……………二四四
四	二二七	五月二十九日	一一〇	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー・ルーマニア係争事件ニ 関シ双方ノ同意ヲ得タル決議案ヲ理 事会ニ提出方決定ノ件……………二四五

別電 同日在ベルギー国安達大使宛内田外務大臣宛電報第二一一

号

右決議案

……………二四五

三	一六八	五月三十日	三六五	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	高級委員会決定ニ基ヅク輸出許可申 請ニ関スル件……………二〇七
---	-----	-------	-----	------------------------------	------------------------------------

六 月

三	一六九	六月一日	公三二九	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛	占領地方輸出入ニ関スルライン高級 委員会新決定送付ノ件……………二〇七
一	二六	六月五日	八三	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	沿岸貿易ノ例外規定ニ関スル処置方 ニツキ申進ノ件……………四七
四	二一八	六月五日	連一二二	在仏国松田臨時代理大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政調査ニ関スル英国側提議 ニ対スル仏国側ノ態度通報ノ件……………二四六
一	二七	六月六日	三三	内田外務大臣ヨリ 在ローザンヌ近東平和會議代 表宛(電報)	土国対案第十条第二項中沿岸貿易ニ 関スル定義ニツキ訓令ノ件……………四八
二	七九	六月六日	一三五	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル独国新提案賞書要領報 告ノ件……………一二二
四	二一九	六月六日		在本邦英国臨時代理大使ヨリ 松平欧米局長宛	ザール施政委員会ノ施政ニ関スル情 報ノ提供及ビ右施政調査ニ対スル日 本政府ノ意向通報方要望ノ件……………二四六
四	二二〇	六月六日	一五六	内田外務大臣ヨリ 在英国林大使宛(電報)	英国ノザール施政調査提議ニ対スル 意見並ビニ本件ニ関スル電通報道ノ 真偽回電方訓令ノ件……………二四八

一	二八	六月七日	九〇	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	土国対案第十条規定ニ沿岸貿易ノ定 義挿入ニ対スル我方対案ニツキ請訓 ノ件	五〇
二	八〇	六月七日	一三四	在独国日置大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国外務次官ヨリ賠償ニ関スル新提 案覚書提出ノ件	一二二
三	一七〇	六月七日	三三四	内田外務大臣ヨリ 在仏国松田臨時代理大使宛 (電報)	塚本商事会社注文ノガス管輸出証明 ニ関スル件	二〇九
四	二二一	六月八日	一二〇	在ベルギー國安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー・ルーマニア係争事件ニ 関シ在白両國使節安達大使ノ尽力ニ 謝意表明ノ件	二四八
一	二九	六月九日	三九	内田外務大臣ヨリ 在ローザンヌ近東平和會議代 表宛(電報)	土国対案第十条規定ニ沿岸貿易ノ定 義挿入ニ対スル我方対案ニツキ回訓 ノ件	五〇
二	八一	六月九日	一二二	在ベルギー國安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	独国ノ賠償ニ関スル新提案ニツキベ ルギー外相トノ談話報告ノ件	一二四
四	二二三	六月十日(着)	三八六	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政調査ニ関スル英國ノ方針 ハ変更ナキモノト思考サルル旨報告 ノ件	二四九
四	二二三	六月十日(着)	三八九	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政調査ニ関スル電通報道ニ ツキ回報ノ件	二四九
四	二二四	六月十日(着)	三九〇	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政調査ニ関スル電通報道ニ ツキ同通信ノ経路調査回電方要請ノ 件	二五〇
一	三〇	六月十一日	九九	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	沿岸貿易ニ関スル条文ノ修正提議ハ 見合セ我立場ノ声明ニ止ムルコト スル旨申進ノ件	五一

付記 沿岸貿易ニ関スル新第九条案

五二

一	三一	六月十一日	四一	内田外務大臣ヨリ 在ローザンヌ近東平和會議代 表宛(電報)	沿岸貿易ニ関スル条文ノ修正ニツキ 訓令ノ件	五二
六	二九七	六月十一日	九五番電	在パリ清河海軍少将ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	相互保障問題ニ関スル英仏両案審議 ノ今後ノ各委員會開催予定報告ノ件	三三〇
一	三二	六月十二日	一〇〇	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	沿岸貿易ニ関スル条文ノ修正ハ必要 ナキモノト考フル旨意見申進ノ件	五三
三	一七一	六月十二日	三八五	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品ノルール輸送ニ関シ仏國 外務省見解表明ノ件	二〇九
四	二二五	六月十二日	一六二	内田外務大臣ヨリ 在英國林大使宛(電報)	電通通信ノ経路ニ関シ回報ノ件	二五〇
四	二二六	六月十二日	三三四	内田外務大臣ヨリ 在仏国石井大使宛(電報)	ザール施政調査ニ関シ英國ニ対スル 回答振通報及ビ次回理事會ニ於テ同 趣旨ニ依リ措置スベキ旨訓令ノ件	二五〇
四	二二七	六月十三日	欧二普通 七二	内田外務大臣ヨリ 在本邦英國臨時代理大使宛	ザール流域施政ノ審査ニ関スル英國 側問合ニ回答ノ件	二五一
四	二二八	六月十三日	連二三一	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政委員會ノ治績審査ニ関シ 本邦側ノ採ルベキ態度ニツキ意見具 申ノ件	二五一
六	二九八	六月十三日	九六番電	在パリ清河海軍少将ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	セシル案ノ対案トシテ仏側ノ提出セ ル相互援助条約案要訳報告ノ件	三三〇
一	三三	六月十四日	四四	内田外務大臣ヨリ 在ローザンヌ近東平和會議代 表宛(電報)	沿岸貿易ニ関スル第九条第二項規定 ノ定義ニツキ我立場聲明方訓令ノ件	五四
四	二二九	六月十四日	連二三七	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十五回理事会臨時議題報告ノ件	二五二

一	三四	六月十七日	一〇八	在ローザンヌ近東平和會議代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	沿岸貿易ニ関スル第九條第二項ノ規定ニ對スル我方提示ノ修正案ニツキ 英仏專門委員反對ノ旨報告ノ件	五五
六	二九九	六月十八日	九七番電	在パリ清河海軍少將ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	第七回混成委員會ニ於ケル相互保障 條約案審議ノ經過概要報告ノ件	三三二
四	二三〇	六月十九日	一	在ジュネーヴ安達連盟理事會代表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルーマニアトノ係争事件ニ関シハン ガリー側ヨリ理事會決議案ヲ廢シ 際司法裁判所ニ付託提議方要求ノ件	二五四
六	三〇〇	六月十九日	九九番電	在パリ清河海軍少將ヨリ 海陸軍及ビ外務大臣宛(電報)	無防御國境地帶設置ニ関スルセシル 覚書要訳報告ノ件	三三三
四	二三一	六月二十日	四一四	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政問題ニ関シ英外務次官下 院ニ於テ答弁ノ件	二五四
六	三〇一	六月二十日	連一四六	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第七回混成委員會ニ於ケル決議案七 項ノ要領報告ノ件	三三四
六	三〇二	六月二十一日	連一四八	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	英國修正案ノ大幅ナ修正案項報告ノ 件	三三六
四	二二二	六月二十二日	四一七	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール地方ニ調査委員派遣方ニツキ 英國下院ニ於テ質疑応答ノ件	二五五
九	三八〇	六月二十六日	四〇五	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日米仲裁條約更新ニ関シ米國政府英 米仲裁裁判條約ノ方法援用方希望ノ 件	四四一
四	二二三	六月二十七日	一三八	在ベルギー國安達連大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー・ルーマニア係争事件ニ ツキ再ビジュネーヴニテ処理ニ当ル 場合同地出張承認方要請ノ件	二五五
四	二三四	六月二十九日	四三四	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー公使ヨリルーマニアトノ 係争ニ関スル理事會決議案ハ認メル 能ハザル旨ノ覚書受領ノ件	二五五
四	二三五	六月三十日	一	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十五回連盟理事會追加議題報告 ノ件	二五六

七 月

九	三八一	七月一日(着)	四二二	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日米仲裁裁判條約更新ニ関シ米國 務長官ヨリ要望申越シノ件	四四一
四	二二六	七月三日	一	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第二十五回理事會開會並ビニザール 問題ノ審議及ビ經濟、財政兩委員會 ノ報告了承等報告ノ件	二五七
九	三八二	七月三日	三五一	内田外務大臣ヨリ 在米國埴原大使宛(電報)	日米仲裁裁判條約ノ更新内容ニ関ス ル米國政府ノ意向確認方訓令ノ件	四四二
四	二二七	七月四日	三	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザール施政問題ニ関シ英仏兩代表 酬ノ件	二五七
四	二二八	七月五日	四	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	連盟財政、規約第十條改正、エスト ニアノ加盟、ダンチヒ問題等審議ノ 件	二五八
四	二二九	七月六日	五	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ハンガリー・ルーマニア紛争、奴隸 及ビギリシャ避難民救済問題等討議 ノ件	二五九
九	三八三	七月八日(着)	四二七	在米國埴原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日米仲裁裁判條約ノ更新内容ニ對ス ル米國政府ノ意向ニツキ回報ノ件	四四二
三	一七二	七月九日	三七九	内田外務大臣ヨリ 在仏國石井大使宛(電報)	ルールの地方注文品ニ関シ満鉄ヨリ障 碍排除方依頼ノ件	二一〇
四	二四〇	七月九日	六	在ジュネーヴ石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ザールノ施政ニ関スル審議及ビ決議 ノ件	二六〇

四 二四一 七月九日 七 在ジュネーヴ石井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)……………二六一
ノ件

四 二四二 七月十一日 連一六七 在パリ松田連盟事務局長ヨリ
内田外務大臣宛(電報)……………二六三
カ条問題ニツキ会談ノ件

九 三八四 七月十二日 条二機密 日米仲裁裁判条約更新ニ関スル米國
加藤内閣總理大臣宛……………四四二
政府ノ提議ニツキ閣議請議ノ件

一 三五 七月十八日 五四 近東平和条約ニ於ケル露國調印ノ有
内田外務大臣ヨリ……………五六
無問合セノ件

二 八二 七月二十日 四七六 賠償ニ関スル英國政府ノ対独回答案
内田外務大臣宛(電報)……………一二四
ニ関スル観測報告ノ件

六 三〇三 七月二十日 連軍二三 ルカン中佐提出ノ仏國案及ビセシル
内田外務大臣宛(電報)……………三三九
ノ無防備國境地帯設定案討議ノ件

一 三七 七月二十一日 一五七 沿岸貿易既得權ニ対スル我國ノ均霑
在ローザンヌ近東平和會議代……………五九
表ヨリ
申進ノ件

別電 七月二十一日在ローザンヌ近東平和會議代表發内田外務大

臣宛電報第一五八号

沿岸貿易既得權許与ノ英仏伊ノ三公社ニ関スルトルコ國書

面案

九 三八五 七月二十一日 四五〇 米仏仲裁裁判条約五ヶ年延長ノ取極
内田外務大臣宛(電報)……………四四三
調印ノ件

九 三八六 七月二十一日 内閣外甲 日米仲裁裁判条約更新ニ関スル米國
五〇 加藤内閣總理大臣ヨリ……………四四四
内田外務大臣宛

九 三八七 七月二十一日 三八六 米國政府提議ニ基ク条約更新ニ異議
内田外務大臣ヨリ……………四四四
ナキ旨回答方訓令ノ件

付記 日米仲裁裁判条約更新ニ際シテノ米國ノ提議ニ関スル外務

省調書

二 八三 七月二十二日 四八三 獨國ノ賠償新提案ニ対スル英國政府
内田外務大臣宛(電報)……………一二六
起草ノ連合國回答案報告ノ件

別電 在英國林大使發内田外務大臣宛七月二十二日着第四八四

号

獨國賠償新提案ニ対スル連合國側回答ニ関スル英國政府……………一二七

通牒

二 在英國林大使發内田外務大臣宛七月二十二日着電報第四
八五号……………一三〇

英國政府起草獨國政府宛連合國側回答案

二 八四 七月二十二日 四八六 獨國賠償新提案ニ対スル日本政府ノ
内田外務大臣宛(電報)……………一三三
回答ニツキ意見開陳ノ件

一 三八 七月二十三日 五八 近東平和条約ノ調印ニツキ了承ノ件……………六一
在ローザンヌ近東平和會議代

一 三九 七月二十三日 一六〇 沿岸貿易並ニ軍艦ノ海峡通過問題ニ
内田外務大臣宛(電報)……………六一
ツキイスメットト意見交換ノ件

一 四〇 七月二十三日 五九 露國ノ海峡協約参加ト同國承認問題
内田外務大臣ヨリ……………六二
トノ關係ニツキ主要諸國ノ見解回電
方訓令ノ件

二 八五 七月二十三日 四四九 賠償ニ関スル英國政府ノ対独共同回
在仏國石井大使ヨリ……………一三四
答案及ビ連合國宛公文ニツキ主義上
同意方然ルベキ旨意見開陳ノ件

三	一七三	七月二十三日	四〇一	内田外務大臣ヨリ 在仏国石井大使宛(電報)	我が注文品ノ輸出証明ニ関スル件……………二一〇
六	三〇四	七月二十三日	連空九	在パリ陸海空三軍代表者ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ルカン中佐ノ提出セル相互援助条約 案ニ関スル軍事委員会及ビ五国委員 ノ意見並ビニ伊日及ビスペイン三国 委員ノ意見報告ノ件……………三四〇
一	四一	七月二十四日	一六一	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	露国ノ海峽協約参加ノ形式ニ関シ回 報ノ件……………六二
一	四二	七月二十四日	一六四	在ローザンヌ近東平和會議代 表ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	近東平和条約ソノ他諸文書ニ調印終 了ノ件……………六三
付記一 大正十三年二月十六日松井外務大臣発清浦内閣總理大臣 宛……………六四					
二 大正十三年四月五日着在英國林大使発松井外務大臣宛電 報第二〇一号……………六五					
三 大正十三年五月十七日清浦内閣總理大臣発松井外務大臣 宛通牒外甲第一六号……………六六					
三 在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)					日本大使館交付ノ証明書ニ対スル 仏、ベルギー兩國ノ態度報告ノ件……………二一〇
六	三〇五	七月二十四日	連空八	在パリ陸海空軍代表者ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	仏国委員ルカン中佐提出ノ相互援助 条約修正案要領報告ノ件……………三四二
三	一七四	七月二十四日	四五一	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品ニ対スルベルギーノ態度 報告ノ件……………二一〇
一	四三	七月二十六日	二二〇	内田外務大臣ヨリ 在英國林大使宛(電報)	露国ノ海峽協約参加ト露国政府承認 トノ關係ニツキ英國政府ノ意向打診 方訓令ノ件……………六六
三	一七六	七月二十六日	四一〇	内田外務大臣ヨリ 在仏国石井大使宛(電報)	柴田商店ノ染料輸出申請ニ関スル件……………二一一
三	一七七	七月二十七日	五五	内田外務大臣ヨリ 在ベルギー國安達大使宛(電 報)	我が注文品ノ輸出ニ関シベルギー側 ニ交渉方訓令ノ件……………二一一
一	四四	七月二十八日	四五六	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	海峽自由通過原則ノ確立ニ関スル理 論的解釈ニツキ申進ノ件……………六七
二	八六	七月二十八日 (着)	四九一	在英國林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル我対独回答ヲ速ニ決定 ノ上回訓方要請ノ件……………一三四
三	一七八	七月三十日	一五八	在ベルギー國安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ベルギー当局ト再応交渉ヲ進メル為 承認シタキ事情等回示方要請ノ件……………一二二
二	八七	七月三十一日	二二五	内田外務大臣ヨリ 在英國林大使宛(電報)	賠償ニ関スル我対独回答ハ確定ノ上 回電スベキ旨通報ノ件……………一三五
五	二四四	七月三十一日	四二〇	内田外務大臣ヨリ 在仏国石井大使宛(電報)	ポーランド公使ヨリ非常任理事改選 ニ際シ同國候補者支持方依頼越シノ 件……………二六六
付記 右ニ関シポーランド公使、欧米局長ヲ訪問ノ件……………二六六					
九	三八八	七月三十一日 (着)	四七〇	在米國壇原大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	日米仲裁裁判条約更新ノ取極案及ビ ノート案ニツキ請訓ノ件……………四四六
一	三六	七月		外務省公表案	近東平和条約ソノ他諸文書ノ調印ニ 関スル外務省公表案……………五六

八月

二	八八	八月一日(着)	四六一	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル英国通牒ニ対スル仏国 回答ノ内容ニツキ報告ノ件	一三五
二	八九	八月一日	四六三	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償問題ニツキ仏国外務省ヨリ対英 回答寄送付越ノ件	一三六
				別電	八月二日在仏国石井大使宛内田外務大臣宛電報第四六四号 右仏国政府ノ対英回答ヲ	一三七
二	九〇	八月二日(着)	五〇六	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル英国回答案ニ対シ我方 ノ態度至急決定ノ上回訓方切望ノ件	一三九
三	一七九	八月二日	五七	内田外務大臣ヨリ 在ベルギー国安達大使宛(電 報)	今次ノ買付事情等ニ関シ通知ノ件	一二二
二	九一	八月三日(着)	五一	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル日本政府ノ回答ヲ英国 政府ヨリ希望ノ件	一四〇
二	九二	八月三日	一一〇	内田外務大臣ヨリ 在英国林大使宛(電報)	賠償問題ニ関スル日本政府ノ意見口 頭ニテ申入方訓令ノ件	一四一
二	九三	八月三日	一六三	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル対英回答ニツキベルギ ー国外相ト会談ノ件	一四一
				別電	八月三日在白国安達大使宛内田外務大臣宛電報第一六四号 賠償ニ関スル英国政府通牒ニ対スルベルギー政府回答ノ要	一四二
二	九四	八月四日(着)	五二三	在英国林大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル日本政府ノ希望ニツキ 英国政府ヨリ回答ノ件	一四四
				別電	在英国林大使宛内田外務大臣宛八月四日着電報第五一四号 英国政府ノ見解ニ同意ノ内意カーゾン外相ニ通報ノ件	一四四
二	九五	八月四日	四七二	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	賠償ニ関スル対英回答ニツキ意見稟 申ノ件	一四五
三	一八〇	八月四日	一六六	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品ニ関シベルギー国外相ト 会談報告ノ件	一二二
一	四五	八月六日	四七四	在仏国石井大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	海峡条約調印ヲ以テ露国政府ノ正式 承認ト見ナサザル旨ノ宣言参加ノ可 否ニツキ請訓ノ件	一六八
一	四六	八月八日	四二七	内田外務大臣ヨリ 在仏国石井大使宛(電報)	海峡条約調印ヲ以テ露国政府ノ正式 承認ト見ナサザル旨ノ宣言参加ニ異 議ナキ旨回訓ノ件	一六八
五	二四五	八月八日	五九	在アルゼンティン国沢田臨時 代理公使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	ウルグアイ公使ヨリ非常任理事改選 ニ際シ同国ノ立候補支持方依頼越シ ノ件	二六七
三	一八一	八月十日	一七一	在ベルギー国安達大使ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	我が注文品ニ対スル其ノ後ノ措置ニ ツキベルギー外相通報ノ件	一二三
六	三〇六	八月十日	一〇六 番電	在パリ清河海軍少将ヨリ 財部海軍大臣山下軍令部長各 宛(電報)	第八回混成委員会通過ノ相互援助条 約案ノ重要条項報告ノ件	一三三
六	三〇七	八月十一日	連一八二	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第八回混成委員会ニ於ケル相互援助 条約案審査状況報告ノ件	一四六
九	三八九	八月十一日	四二二	内田外務大臣ヨリ 在米国壇原大使宛(電報)	日米仲裁裁判条約更新協約ニ調印方 訓令ノ件	一四六
六	三〇八	八月十二日	連一八三	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 内田外務大臣宛(電報)	第八回混成委員会ノ採択シタル相互 援助条約案報告ノ件	一四八

付記一 右相互保障条約ニ関スル海軍側意見
二 同陸軍側意見

……三三三
……三五五

二 九六 八月十三日
(着) 五四二

在英園林大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

十一日付仏、白大使宛カーゾン英国
外相ノ賠償ニ関スル書翰ノ大要報告……一四五
ノ件

三 一八二 八月十四日 一七六

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

藤山雷太氏ノベルギー国皇帝奏上問
題ニ関シ詳細通知方要請ノ件……二二三

六 三〇九 八月十四日 一〇七
番電

在パリ清河海軍少将ヨリ
財部海軍大臣、山下軍令部長
各宛(電報)

第八回混成委員会通過ノ相互援助条
約案ノ重要条項統報ノ件……三五六

六 三一〇 八月十四日 一〇八
番電

在パリ清河海軍少将ヨリ
財部海軍大臣、山下軍令部長
各宛(電報)

仏国側ガ留保セル援助条約第十三条
報告ノ件……三五七

一 四七 八月十五日 一六三

在伊国落合大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

露国代表海峡協約ニ調印ノ件……六九

五 二四六 八月十五日 一七七

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

グアニ・ウルグアイ公使ヨリ非常任
理事選舉ノ際同国ニ投票方要請ノ件……二六七

三 一八三 八月十六日 四四〇

内田外務大臣ヨリ
在仏園石井大使宛(電報)

満鉄注文品ニ関シライセンヌヲ発給
セシメタル上再度仏国当局ト交渉方
訓令ノ件……二二三

六 三一一 八月十六日 一〇九
番電

在パリ清河海軍少将ヨリ
財部海軍大臣、山下軍令部長
各宛(電報)

相互援助条約ヲメグル英仏伊三国ノ
態度報告ノ件……三五七

六 三一二 八月十六日 一一〇
番電

在パリ清河海軍少将ヨリ
財部海軍大臣、山下軍令部長
各宛(電報)

相互援助条約ニ関スル清河代表ノ陳
述報告ノ件……三五八

三 一八四 八月十八日 一八〇

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ウエルド鉄管輸出許可ハ先例トナラ
ザル旨ベルギー外相通知ノ件……二二四

五 二四七 八月二十日 連一九一

在パリ松田連盟事務局長ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

総会追加議題通報ノ件……二六七

五 二四八 八月二十一日 連一九三

在パリ松田連盟事務局長ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

学位統一及ビ国際大学設置ニ関スル
スペイン政府提案ノ件……二六八

五 二四九 八月二十一日 連一九四

在パリ松田連盟事務局長ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

総会ノ追加議題通報ノ件……二六八

六 三二三 八月二十一日 一一三
番電

在パリ清河海軍少将ヨリ
財部海軍大臣宛(電報)

第三回連盟総会軍備制限決議第十四
ニ関スル各国ノ回答振報告ノ件……三五九

二 九七 八月二十二日 四九〇

在仏園石井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

賠償ニ関スルカーゾン英国外相ノ
一トニ対シ仏国回答ノ要点報告ノ件……一五〇

五 二五〇 八月二十二日 連一九六

在パリ松田連盟事務局長ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

連盟規約第十六条改正ニ関スル英国
政府提案ノ件……二六九

二 九八 八月二十三日 四九二

在仏園石井大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

賠償ニ関スルカーゾン英国外相ノ
一トニ対シ仏国政府ノ回答要領報告
ノ件……一五〇

九 三九〇 八月二十四日 五二〇
(着)

在米園埴原大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

日米仲裁裁判条約更新協約調印ノ件……四四七

付記一 日米仲裁裁判条約ノ有効期間第三回延長ニ関スル協約……四四七
二 日米仲裁裁判条約ノ有効期間第三回延長ニ関スル協約付
属交換公文……四四九

六 三三四 八月二十五日 四六一

内田外務大臣ヨリ
在パリ松田連盟事務局長宛
(電報)

相互援助条約案ニツキ訓令ノ件……三六〇

二 九九 八月二十七日 一八五

在ベルギー国安達大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

賠償ニ関スル英国ノ一トニ対シベル
ギー国回答送付越ノ件……一五一

第一八六号

英國ノートニ対スルベルギー國回答要領

五二五 八月二十七日 一二 在ジュネーブ連盟事務局宛
(電報) 常任理事員ニ関シテラジル外務長……二六九
官ヨリ支持方依頼ノ件

五
二五二
八月二十九日
(着)
五〇
在ブラジル国田村大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)
ブラジル国ノ常任理事希望支持方同
国外務大臣ヨリ懇請ノ件
……二七〇

五
二五三
八月三十日
一四 在ジュネーヴ連盟総会代表宛
(電報) 総会仮議題中主要事項ニ関スル政府
ノ方針ニツキ訓令ノ件……………二七〇

別電一 同日内田外務大臣発在ジュネーヴ連盟総会代表宛電報第

一五号 …… 二七一

財政經濟問題ニ関シ訓令ノ件

二 同日同電報第一六号

商事仲裁条項ニ関スル議定書案ニツキ訓令ノ件

三 同日同電報第一七号

件 外国人及び外国企業ノ待遇ニ関スル勸告案ニツキ訓令ノ……二七三

付記 通商局総務課作成（通商公報ニ於テ公表）

第四回國際連盟總會ニ於ケル本邦全權ノ財政經濟問題ニ関……………二七四

スル活動

七
三二三 八月三十日 四三
在ギリシヤ國諸井臨時代理公
使ヨリシヤ大臣宛（電報）
内田外務大臣宛（電報）
ギリシヤ・アルバニア國境画定伊國
委員慘殺ノ件 ……三七〇

七
三二四 八月三十一日 五〇〇
在仏国佐藤臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)
伊国委員暗殺ニ関シ大使會議ノ名ニ
於テ伊国政府ニ弔意申入レノ件
……三七〇

七
三二五 八月三十一日 一七一
在伊国落合大使ヨリ
山本外務大臣宛(電報)
伊国委員殺害ニ関シ伊国政府ヨリ抗議提出ノ件
……三七〇

七
三二六
八月三十一日
五〇二
在仏国佐藤臨時代理大使ヨリ
内田外務大臣宛(電報)
在仏国最近開キタルニ務スル上
大使會議モ同國ニ警告ヲ發スルコト……三七一
トリタル報告ノ件

七
三二七 八月三十一日 伊電八二
河合參謀總長宛（電報）
在伊國大使館付小川陸軍武官
ヨリ
艦隊コルフ島占領ニ着手シタル旨報……三七二
告ノ件

九月

七
三二八 九月一日 一七二
在伊國落合大使ヨリ
山本外務大臣宛(電報)
落合大使伊國官房長ニ事件ノ真相問
合並ニ弔意表明ノ件……………三七二

三二九 九月一日 一七四 在伊國落合大使ヨリ
山本外務大臣宛(電報)
ギリシャ側ノ回答要領及ビ伊國政府
ノ在外使臣ニ對スル通牒ニ關スル件
……………三七二

七
三三〇 九月一日
在仏国大使館付渋谷陸軍武官
ヨリ
武蔵參謀次長宛（電報）
伊国將校殺害事件ニ対スル各国ノ態
度報告ノ件
……三三七

七
三三二 九月一日 一七五
在伊國落合大使ヨリ
山本外務大臣宛（電報）
伊國委員虐殺事件ニ関シ申辭申入レ
ノ件 …… 三七四

七
三三二
九月一日
四五
在ギリシャ國諸井臨時代理公
使ヨリ
山本外務大臣宛（電報）
キリシヤ使ノ回答ニ依リ、同
國ノ執リタル措置ヲバ、リ大使會議ノ
申入レトシ通告並ニコルフ島ニ艦隊
派遣占領ノ件

七
三三三
九月一日
四六
在ギリシャ國諸井臨時代理公
使ヨリ
山本外務大臣宛（電報）
コルフ島砲撃事件ニ対スルギリシャ
側ノ態度報告ノ件
……三七五

七	三三四	九月一日	五〇五	在仏国佐藤臨時代理大使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	伊国ギリシャ紛争ニ対スル仏国ノ態度報告ノ件	三七五
七	三三五	九月三日	四七	在ギリシャ國諸井臨時代理公使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	伊国艦隊コルフ島占領ノ状況報告ノ件	三七六
五	二五四	九月四日	九	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	議題ノ確定及び各委員会ニ同議題付議ノ件	二七六
七	三三六	九月四日	一七六	在伊国落合大使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	伊軍出動ニ関スル情報報告ノ件	三七六
七	三三七	九月四日	一七七	在伊国落合大使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	國際連盟ノ事件裁決ノ場合ニ伊国ノ執ルベキ態度ニツキ報告ノ件	三七七
七	三三八	九月四日		在仏国大使館付渋谷陸軍武官ヨリ 武藤參謀次長宛(電報)	伊国ノコルフ島占領ニ対スル英仏及びユーゴスラビアノ世論報告ノ件	三七七
五	二五五	九月五日	一五	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	總會各委員會議長及び總會副議長選出ノ件	二七七
七	三三九	九月八日	五〇九	在仏国佐藤臨時代理大使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	大使會議ノ任命セル查問委員ノ委員長トシ渋谷大佐派遣追認方要請ノ件	三七八
七	三四〇	九月八日	陸燾一九	在ジュネーヴ靜間陸軍少將ヨリ 田中陸軍大臣宛(電報)	大使會議審查委員會ノ構成及び日本委員任命ノ経緯報告ノ件	三七八
五	二五六	九月十一日	二二	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	國際司法裁判所判事ノ補欠選挙、アイルランドノ加盟等ニ関スル件	二七七
七	三四一	九月十三日	一八四	在伊国落合大使ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	紛争問題ニ対スル伊国側輿論報告ノ件	三七九
六	三一五	九月十五日	連盟二四	在パリ林、清河、靜間代表ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	第十二回軍事委員會議事報告ノ件	三六一
五	二五七	九月十七日	三一	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 山本外務大臣宛(電報)	オーストリア復興問題ニ関スル決議案採択及び東カレリア問題ニ関スル決議案日程審查委員會ニ付議ノ件	二七八
五	二五八	九月十八日	三三	山本外務大臣ヨリ 在ジュネーヴ連盟總會代表宛(電報)	学位統一及び國際大學設置案ニ関シテハ詳細ノ内容累次電報方訓令ノ件	二七九
五	二五九	九月十八日	三三	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛(電報)	本邦首都ノ災厄ニ対シ國際援助ヲ攻究スベク知的協力委員會招請ノ件	二七九
五	二六〇	九月十八日	三五	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛(電報)	常設保健機關構成案採択ノ結果本邦委員ノ常置ニツキ意見具申ノ件	二七九
三	一八五	九月十九日	七九	伊集院外務大臣ヨリ 在ベルギー國安達大使宛(電報)	藤山氏奏上問題ニ関シ鐵道省ニ確認シタル旨ヲ回答ノ件	二二四
七	三四二	九月十九日	四九	在ギリシャ國諸井臨時代理公使ヨリ 伊集院外務大臣宛(電報)	大使會議要求ノ条件ヲギリシャ政府履行ノ件	三八〇
五	二六一	九月二十日	三七	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛(電報)	婦人兒童問題、保健機關問題等ニ関スル決議案可決ノ件	二八〇
七	三四三	九月二十一日	伊電五	在ローマ小川大佐ヨリ 陸軍參謀本部宛(電報)	伊國政府ノ強硬態度ニ関スル件	三八〇
五	二六二	九月二十一日	三八	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛(電報)	經濟委員會行政報告及び同決議案審査ノ件	二八〇

別電

同日連盟總會代表宛伊集院外務大臣宛電報第三九号
總會報告中ニ追加スベキ經濟委員會ニ対スル希望項目
.....二八二

五	二六三	九月二十三日	四〇	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	カナダ提案ノ連盟規約第十条改正ニ 関スル件	二八二
七	三四四	九月二十三日	四三	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	伊国ギリシャ紛争ニ関スル連盟理事 会ノ態度報告ノ件	三八〇
五	二六四	九月二十五日	四六	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	第五回アヘン委員会ノ決議中本邦ニ 直接関係アル事項ニ関スル件	二八三
五	二六五	九月二十五日	四七	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	知的協力委員会関係事項ノ決議案ニ 関スル件	二八三
五	二六六	九月二十六日	五一	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	會議議題ノ変更及び理事会諸報告審 査ニ関スル件	二八四
五	二六七	九月二十六日	五二	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	学位統一及び国際大学設置案ヲ知的 協力委員会ニ於テ研究方提議ノ件	二八五
五	二六八	九月二十六日	五三	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	議題ノ確定及び連盟規約第十条ノ解 釈的決議案採決ノ件	二八五
七	三四五	九月二十七日	公五三	在ギリシャ國諸并臨時代理公 使ヨリ 伊集院外務大臣宛	伊国・ギリシャ紛争事件顛末報告ノ 件	三八二
七	三四六	九月二十七日	五四	在ギリシャ國諸并臨時代理公 使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	伊国コルフ島ヲギリシャ官憲ニ引渡 セル旨公表ノ件	三九二
七	三四七	九月二十七日	一九九	在伊国落合大使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	大使會議決定ニ関スル伊国新聞論調 報告ノ件	三九三

付屬書 伊希紛争事件（アルバニア國境画定委員虐殺事件）報告書……………三八二

七	三四八	九月二十七日	五四一	在仏国佐藤臨時代理大使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	大使會議ノ紛争斡旋努力ト伊国側ノ コルフ島撤退決定ニ関スル件	三九三
五	二六九	九月二十八日	五四四	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	規約改正決議批准促進措置、委任統 治委員会事業等ニ関スル決議可決ノ 件	二八六
五	二七〇	九月二十九日	五五	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	第五委員会ヨリ總會ニ各種決議案提 議ノ件	二八六
五	二七一	九月三十日	五六	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	アヘン問題、知的協力問題等ニ関ス ル報告可決ノ件	二八七
五	二七二	九月三十日	五七	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	連盟国分担金、エティオピア加盟等 ニ関スル決議採択ノ件	二八七
五	二七三	九月三十日	五八	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	連盟經費本邦分担率軽減ノ件……………	二八八
五	二七四	九月三十日	六〇	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	伝染病委員会及び軍縮問題ニ関スル 各報告可決ノ件……………	二八九
六	三二六	九月三十日	五九	在ジュネーヴ會議全權ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	連盟總會第三委員会ニ於ケル相互援 助条約案等討議ノ件……………	三六一

十月

六	三二七	十月二日	一六六番電	在パリ清河海軍少将ヨリ 財部海軍及ビ伊集院外務大臣 宛（電報）	ワシントン海軍条約普及ニ関スル連 盟理事会決議ノ件……………	三六三
---	-----	------	-------	---------------------------------------	-----------------------------------	-----

七	三四九	十月三日	五六	在ギリシャ国見田臨時代理公使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	國際査問委員會渋谷委員長ノ談話記事ニ關スル件	三九四
五	二七五	十月五日	八	在ジュネーヴ連盟總會代表ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	第四回連盟總會開會、石井全權演説及ビ震災ニ對スル同情ノ決議案可決ノ件	二八九
七	三五〇	十月五日	五七	在ギリシャ国見田臨時代理公使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	渋谷委員長ノ談話記事取消ニ關スル件	三九四
七	三五一	十月五日	機密公九	在ギリシャ国見田臨時代理公使ヨリ 伊集院外務大臣宛	渋谷大佐談話新聞記事取消ニ關スル件	三九五
七	三五二	十月九日	公一二四	在伊国落合大使ヨリ 伊集院外務大臣宛	伊国・ギリシャ紛争事件後報ニ關スル件	三九七
七	三五三	十月十三日	公六〇五	在仏国石井大使ヨリ 伊集院外務大臣宛	伊国・ギリシャ紛争事件ノ報告並ニ査問委員會最終報告書送付ニ關スル件	三九八
一	四八	十月二十日	機密公八三	在仏国石井大使ヨリ 伊集院外務大臣宛	近東平和条約財政經濟條項ニ關スル報告送付ノ件	三九九
六	三一八	十月二十九日	連本公二五九	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 伊集院外務大臣宛	款第九條及第十條 付記 七月二十四日ローザンヌニ於テ署名サレタル通商條約第二	八四
六	三一九	十月三十日	連本公二七〇	在パリ松田連盟事務局長ヨリ 伊集院外務大臣宛	相互援助條約案ニ關スル混成委員會及ビ第三委員會ノ總會ニ對スル報告送付ノ件	三六四
七	三五四	十一月十一日	二二三六	在ベルギー國安達大使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	伊国・ギリシャ紛争事件法律家會議ノ開催決定ニ關スル件	四〇三
七	三五五	十一月十六日	二四二	在ベルギー國安達大使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	紛争事件法律家會議ニテ決定スベキ五問題ニ關スル件	四〇三
七	三五五	十一月十六日	二四二	付記一 伊国・ギリシャ紛争ニ關連シテ生ジタル法律問題 二 伊国・ギリシャ紛争事件ニ關連シテ生ジタル法律問題ニ對スル訓令案（國際連盟係）	……四〇四 ……四一〇	四〇四
六	三三〇	十二月十五日	一二五番電	在パリ清河海軍少將ヨリ 財部海軍大臣、山下軍令部長宛（電報）	ワシントン條約普及ニ關スル軍事委員會案ニ對シ英國ヨリ修正案提出ノ	三六七
六	三三一	十二月十八日	連二五五	在仏国石井大使ヨリ 伊集院外務大臣宛（電報）	第二十七回連盟理事會ニ於ケル軍備制限問題ニ關スル英國ノ態度報告ノ	三六八

十一月

十二月

六 三二二 十二月二十八日 一二六 在パリ清河海軍少将ヨリ
番電 宛(電報) 財部海軍大臣、山下軍令部長
ワシントン海軍条約普及ニ関スル海軍部会ノ開催期日ニ関スル件 …… 三六九

七 三五六 十二月二十八日 二六四 在ベルギー国安達大使ヨリ
伊集院外務大臣宛(電報) 伊国・ギリシヤ事件関係法律家会議
ニ於テ討議サルベキ問題ニ関シ意見… 四一五
内示方要請ノ件

付記 大正十三年一月十八日在ジュネーヴ安達代表ヨリ松井外務大臣宛電報第一号 …… 四一六
伊国・ギリシヤ事件関係法律家会議開催ノ件

九 三九一 十二月三十日(着) 八六〇 在米国埴原大使ヨリ
伊集院外務大臣宛(電報) 米国上院日米仲裁裁判条約更新ノ協約承認ノ件 …… 四五二

付記一 大正十三年二月二日清浦内閣総理大臣ヨリ松井外務大臣宛通牒内閣外甲第七号 …… 四五二
日米仲裁裁判条約ノ有効期間延長ニ関スル協約批准裁可ノ件

二 在米国埴原大使発松井外務大臣宛大正十三年四月二十七日着電報第三四三号 …… 四五二
右更新協約ノ批准交換ヲ了セル旨報告ノ件

日本外交文書

大正十二年第三冊
(大正期第三十九冊)
不許複製

Documents on
Japanese Foreign Policy
1923 Volume III

昭和五十四年七月三十日 印刷
昭和五十四年八月十日 発行

外務省編纂
外務省発行

印刷所 ヨシダ印刷 両国工場
東京都墨田区亀沢三二〇一四